

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 4 年 5 月 17 日提出

みよし市長 小 山 祐

記

専決第 5 号 令和 4 年 4 月 21 日

専決第 5 号

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、下記のとおり処分した。

令和 4 年 4 月 21 日

みよし市長 小 山 祐

記

- 1 処分事項 相手車両が走行中の公用車に接触した事故の損害賠償額の決定
- 2 損害賠償額 77,046 円
- 3 事故内容
  - (1) 事故発生日 令和 4 年 2 月 16 日 (水)
  - (2) 事故発生場所 みよし市東陣取山 8 2 番地付近
  - (3) 事故経過 公用車が交差点を東方から西方に向かって通過した直後、南方から交差点に進入し左折してきた相手車両が公用車の車体後部に接触した。
- 4 相手方の損害の程度 相手車両前面右側の損傷
- 5 過失割合 みよし市 10%、相手方 90%